

第1条(名称)

このクラブは「生駒スポーツ&カルチャー」(以下、本クラブという)と称する。

第2条(運営)

本クラブは木幸スポーツ企画(株)(以下、会社という)が運営管理する。

第3条(目的)

本クラブは、個人会員及び法人会員が登録したもの、ないしは法人会員の資格証を有するものが本クラブの諸施設を利用することにより、利用者の親睦を図りつつ、各自の体育向上と健康維持増進をはかることを目的とする。

第4条(会員の種類)

本クラブの趣旨に賛同された方で会社が入会を認めた方を会員とし、会員の種類は次の通りとする。

- (1) 個人会員。(利用時間の制限を受けない正会員と制限を受ける準会員がある)
- (2) 法人会員。(会社・組合もしくはそれらに準ずる組織)
- (3) 特別会員。(会社が特別に会員資格を認めた方)

第5条(個人会員の入会資格)

- (1) 16才以上の方。
- (2) 医師等により運動を禁じられていない方。
- (3) 刺青・ファッションタトゥーのない方。
- (4) 暴力団・暴力団員その他これに準ずる等反社会的勢力でない方、また将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。
- (5) 過去に本クラブで除名処分となつたことがない(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となつたことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。

第6条(個人会員の入会手続)

本クラブに入会を希望する個人は、所定の申込書に必要事項を記入し、初期登録料、事務手数料、会費を添えて会社に提出しなければならない。

第7条(法人会員の利用資格)

法人会員については事前に登録した方及び所属の役員・従業員とその家族の資格証を有し、尚且つ第5条記載の資格をみたしている方に本クラブの施設利用を認めるものとする。

第8条(法人会員の入会手続)

本クラブに入会を希望する法人(法人類似組織を含む)は所定の申込書に必要事項を記入し、初期登録料、事務手数料と法人の概要を記載した文書を添えて会社に提出しなければならない。但し会社は概要書の提出を免除することができる。

第9条(初期登録料、事務手数料、会費、施設使用料)

初期登録料及び初回会費、事務手数料は初回利用時までに持参払いにより、2回目以降の会費については当社指定日に、当社指定の銀行自動引落により納入しなければならない。施設利用料の額と支払方法については別途定める。

第10条(定休日)

本クラブは別途定める定休日のほか、施設の補修、館内整備等、やむをえない事由が生じた場合休館することがある。

第11条(退会)

会員が退会する場合は、所定の退会届を提出しなければならない。なお途中で退会した場合でも、初期登録料、事務手数料、会費を払い戻すことはない。

第12条(会員資格の譲渡)

会員はその会員資格を他に譲渡することはできない。

第13条(会員資格の消滅及び停止)

会社は会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員たる資格の停止または除名することができる。

- (1) 納期限までに会費その他の支払をしなかったとき。
- (2) 本会則その他会社の定める規則に違反したとき。
- (3) 本クラブの名誉及び信用を傷つけまたは秩序を乱したとき。
- (4) その他会員としての品位を損なうと認められる行為のあったとき。

第14条(会員証及びチケット)

会社は会員に対してその会員種類に応じて会員証および法人チケットを発行する。会員が本クラブを利用するときは、会員証の提示もしくは法

人チケットを提出しなければならない。会員証及び法人チケットは他人に貸与あるいは譲渡することはできない。

第15条(ビジターの利用)

会社は会員以外の者(以下ビジターという)に施設を利用させることがある。但し、ビジター料金、その他ビジター利用に関する事項は別に定める。

第16条(諸規則の厳守)

利用者は、諸施設利用については本クラブが定める会則諸規則並びにスタッフの指示を守らなければならない。

第17条(遅延損害金等)

- (1) 会員は、会費、事務手数料及び施設利用料の支払いを怠り、その期間が2ヶ月に達したとき、会員は遅延損害手数料として金300円(税別)を別途支払わなければならない。
- (2) 前項の他、会員が、会費、事務手数料及び施設利用料等の支払いを怠り、その期間が3ヶ月に達したとき、会員は、月会費の滞納期間が3ヶ月に達した日から支払に至るまでの間、既に支払期日を渡過了た会費、事務手数料及び施設利用料等の全額に対して年利14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

第18条(会社の責任事項)

- (1) 会社は、本クラブ内で発生した盗難については原則として賠償の責を負わない。
- (2) 本クラブ内の事故については、原則として事故発生に責任のある当事者間で解決する。
- (3) 本スクール内の事故において、利用者が損害の発生につき会社に過失があることを証明した場合は、会社も損害賠償責任を負う場合がある。

第19条(会員の損害賠償責任)

会員及び利用者がその責に帰すべき事由により、会社又は第三者に損害を与えた場合は速やかにその賠償の責に任ずるものとする。会員が同伴又は紹介したビジターについても会員が連帯して賠償の責に任ずるものとする。

第20条(施設の廃止、利用制限)

天災地変、法令の制定改廃、行政指導、その他会社にとってやむを得ない事由が発生した場合、会社は施設の廃止、又はその利用を制限することができる。

第21条(会費等の改訂)

会社は一般経済情勢の変動及び会社経営上必要のある場合には会費、事務手数料及び施設利用料等を変更することができる。

第22条(入場規制)

会社は特に必要な場合には入場規制を行うことができる。

第23条(細則)

本会則に定めのない事項及び業務遂行上必要な細則は会社がこれを定める。

第24条(改正)

会社が本会則を改正したときは適当な方法でこれを公示するものとし、改正効力はすべての会員におよぶものとする。

細則

①(会員の初期登録料、会費、施設利用料)

会員の初期登録料、会費、施設利用料等は各施設ごとに会社がこれを定めて公示する。

②(施設利用の範囲)

会員の施設利用は各施設ごとに定める。

③(ビジターの利用)

会員と同伴のビジターに限り、同伴会員と同等の施設利用を認める。ただし、各施設において別途定める利用料を支払わなければならない。

④(営業日及び営業時間、施設利用時間等の設定)

各施設により、営業日、営業時間、エアロビクススケジュール、プール、サウナ利用時間等を設定し各施設に掲示もしくは告知する。

⑤(改正)

本細則の改正、変更は本クラブの定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。

⑥(禁止事項)

本クラブ施設内および本クラブ周辺において、会員による次の行為を禁止する。禁止事項を行った場合は、第13条にもとづき、会員資格の停止もしくは除名される場合がある。

- (1) 動物を施設内に持ち込むこと。(身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬および聴導犬を除く)
- (2) 刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。
- (3) 施設内で喫煙すること。(電子タバコ・無煙タバコを含む)
- (4) 許可なく施設内で撮影・録音すること。
- (5) 本クラブの諸施設・器具・備品その他会社が管理する物品の損壊や持ち出し。施設内に落書きや造作をすること。
- (6) 所定の場所以外での排泄行為。
- (7) 他人や従業員、本クラブ、運営会社を誹謗、中傷すること。
- (8) 許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)や政治活動、署名活動をすること。
- (9) 他人や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発する、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。
- (10) 痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。
- (11) 他人や従業員を待ち伏せする、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為。
- (12) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員を拘束する等、従業員の業務を妨げる行為。
- (13) 他人の施設利用を妨げる行為。
- (14) 支払うべき諸会費、諸料金、諸費用を支払うことなく不正に施設・サービスを利用する行為。
- (15) **社会通念上許容される限度を超えた、本クラブ従業員に対する言動（SNSへの投稿等を含む）であって、従業員の就業環境を害するもの**
- (16) その他、本クラブの秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。

附則

本会則は2018年6月1日より施行する。

本会則は2026年7月20日に改正し、同日より施行する。

以上。

木幸スポーツ企画株式会社